

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成24年5月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月31日

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市条例第75号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地で、平成23年度分」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地で、平成26年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第11条第3項中「平成22年度」を「平成25年度」に改め、同条第4項中「平成23年度」を「平成26年度」に改める。

附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「第6項」を「第5項」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第23条第6項中「附則第41条第11項各号」の右に「又は第15項各号」を加える。

附則第26条中「平成23年度から平成25年度までの各年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第2条 平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税又は都市計画税についての改正後の条例附則第9条、第12条の2、第13条、第14条及び第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例による改正後

の京都市市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条	附則第18条	附則第18条又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正法第1条の規定による改正前の法（以下「平成24年改正前の法」という。）附則第18条第2項若しくは第4項
附則第12条の2	附則第19条の4	附則第19条の4又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第19条の4第2項若しくは第4項
附則第13条	附則第18条,	附則第18条, 平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第18条第2項若しくは第4項, 法附則
	又は第19条の4	, 法附則第19条の4又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第19条の4第2項若しくは第4項
附則第14条	附則第25条	附則第25条又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第25条第2項若しくは第4項
附則第16条の2	附則第27条の2	附則第27条の2又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第27条の2第2項若しくは第4項

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正前の京都市市税条例附則第26条に規定する場合における同条に規定する他の軽自動車, 他の二輪自動車等又は他の小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については, なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。